

企画競争説明書

業務名称：エチオピア国道路アセットマネジメント技術アドバイザー業務

調達管理番号：20a00846

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年12月16日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年12月16日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エチオピア国道路アセットマネジメント技術アドバイザー業務
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

- () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2023年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合

も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課、森実麻生子 Morizane.Maiko@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ 第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競

争への参加を認めない。

- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（特定の排除者はありません。）

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2020年 12月 25日 12時

（2）提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として

お断りしています。

- (3) 回答方法: 2021年 1月 7日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限: 2021年 1月 15日 12時

- (2) 提出方法:

プロポーザル・見積書とも、電子データ (PDF) での提出とします。

上記 (1) の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名: 「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法 (2020年10月26日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

- (4) 提出書類: プロポーザル及び見積書

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (2020年4月) を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費 (航空賃)
 - b) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) ETB 1 = 2. 781円
 - b) US\$ 1 = 104. 16円
 - c) EUR 1 = 124. 58円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／道路維持管理／道路防災

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.0 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点

50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を **2021年 2月 1日（月）**までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 道路橋梁維持管理に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き、現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めません。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/道路維持管理/道路防災(2号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/道路維持管理/道路防災)】

a) 類似業務経験の分野: 道路橋梁維持管理に関する各種業務。

b) 対象国又は同類似地域: エチオピア国及び全途上国

c) 語学能力: 英語

d) 業務主任者等としての経験:

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／道路維持管理／道路防災</u>	(50.00)	(50.00)
ア) 類似業務の経験	20.00	8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	2.00
ウ) 語学力	8.00	3.00
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	4.00
オ) その他学位、資格等	7.00	3.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(20.00)
ア) 類似業務の経験	—	8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ウ) 語学力	—	3.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	4.00
オ) その他学位、資格等	—	3.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(10.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	10.00
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>〇〇〇〇〇〇</u>	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>△△△△△△</u>	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

内陸国であるエチオピアでは運輸交通の95%を道路が担っているが、国内の幹線道路は首都アジスアベバを中心に放射線状に整備されていることから、物流や生産のアジスアベバにおける一極集中に繋がり、国内交易の制限要因となっている。エチオピアの舗装率は僅か14%（エチオピア道路公社、2015年）と低く、道路総延長の30%は不良な状態となっており、効率的な輸送に支障をきたしている。エチオピアでは、近年の経済成長に伴う重量貨物車両の交通量の増加による幹線道路の損傷が深刻な問題となっており、JICAは無償資金協力「幹線道路軸重計整備計画」にて14か所のサイトに軸重計を供与したが、過積載車両の取り締まりが不十分であり、また電力未接続や機材の故障で一部が稼働できないなど軸重計測所の運営・維持管理が課題となっている。

また、主要幹線道路の一つである国道3号線は、首都アジスアベバとスーダン国を結ぶアフリカ縦断回廊の一部であり、かつエチオピア国の約40%の穀物を生産する穀倉地であるアムハラ州を縦断する重要な路線である。加えて、産油国スーダン国からエチオピアへ輸入される原油の約8割は、同路線を通じて重量車両により首都アジスアベバへ陸送されていることから、同路線はエチオピアの最重要路線である。我が国は、国道3号線に対し3次に亘り無償資金協力による整備を実施してきているが、大型車両の通行による道路舗装の損傷やアバイ渓谷における地すべりなどが課題となっている。

アジスアベバ市はエチオピアの首都で年間人口増加率は3.8%であり、人口増加に伴い渋滞と交通事故死者の増加が課題となっている。また、2015年からJICAが実施した「アジスアベバ市道路維持管理能力強化プロジェクト」を契機にアジスアベバ市道路公社（AACRA）では道路アセットマネジメントにかかる取り組みが進められている。近年AACRAは2017年から組織改革を行い、5つの地域道路アセットマネジメント事務所と道路アセットマネジメントおよびデータベース局が設立されたが、組織体制はまだ脆弱であり更なる能力強化が求められている。

このような背景の下、過去に実施された無償資金協力、技術協力の成果発現を後押しするとともに、先方関係機関における道路維持管理にかかる課題を明らかにした上で、エチオピア国の道路アセットマネジメント推進にかかる一層の技術移転が求められている。

2. プロジェクトの概要

（1）上位目標

エチオピアにおいて道路アセットマネジメントを推進するための協力枠組みが整理される。

（2）プロジェクト目標

エチオピアでの道路アセットマネジメント推進に向けたERA、AACRAの方針が整備される。

（3）期待される成果

- 成果 1 : ERA、AACRA の現状をレビューして、道路アセットマネジメント推進に関する課題が整理される。
- 成果 2 : ERA において国道 3 線の舗装・維持管理にかかる能力が強化される。
- 成果 3 : ERA において軸重計の運用・維持管理に関する課題が整理される。
- 成果 4 : AACRA 及び ERA に対する協力案が整理される。

(4) 活動の概要

- 活動 1-1 : AACRA の人員体制、予算、業務内容を確認する。
- 活動 1-2 : ERA の人員体制、予算、業務内容を確認する。
- 活動 1-3 : 過去に実施した道路維持管理プロジェクトを受けて AACRA が進めている橋梁維持管理ガイドラインの準備・活用などの取り組みについて助言を行う。
- 活動 1-4 : 世界銀行が整備中の橋梁維持管理システムの活用について AACRA に対して技術的助言を行う。
- 活動 1-5 : 過去に無償資金協力にて建設された新アバイ橋（エクストラロード橋）の維持管理について ERA に対して技術的助言を行う。
- 活動 2-1 : 国道 3 号線の整備方針、交通量、維持管理上の課題について ERA から情報を収集する。
- 活動 2-2 : 国道 3 号線において JICA が過去に無償資金協力でリハビリ工事を行った区間の現状を確認の上で、維持管理上の課題について ERA から情報を収集する。
- 活動 2-3 : 国道 3 線アバイ渓谷区間での補修工事にかかる課題を整理・分析の上で ERA に対して技術的助言を行う。
- 活動 3-1 : EU 主導の東部アフリカ地域経済共同体における軸重計運用ルールについて、エチオピアにおける対応状況を確認する。
- 活動 3-2 : JICA が過去に無償資金協力により供与した 14 か所の軸重計の稼働状況を確認するとともに、軸重計測所における体制上の課題を確認する。
- 活動 3-3 : エチオピアでの軸重計の運用にかかる法律・制度上の課題を確認する。
- 活動 3-4 : 今後の軸重計測所の運営・維持管理について ERA の対応案を検討・提案する。
- 活動 4-1 : 道路アセットマネジメント推進に関して ERA、AACRA が今後取り組むべき活動を整理・助言する。
- 活動 4-2 : AACRA 及び ERA に対する協力案を検討、整理する。

(5) 対象地域

エチオピア全土

(6) 関係官庁・機関

エチオピア道路公社 (Ethiopian Road Authority: ERA)

アジスアベバ市道路公社 (Addis Ababa City Road Authority: AACRA)

3. 業務の目的

「道路アセットマネジメント技術アドバイザー」に関し、当該プロジェクトに係る業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

- (1) 本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。
- また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がエチオピア側関係者の能力向上であることに留意し、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7. 報告書等」に示す報告書等を作成し、エチオピア側関係者に説明・協議の上、提出する。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) AACRA の道路アセットマネジメント定着にかかる留意事項
- これまで AACRA に対して実施されてきた技プロや基礎情報収集調査では、以下のような課題が提言されている。

ア. 舗装維持管理上の課題

技術協力プロジェクトで導入した舗装点検・補修・補修計画立案マニュアルの定着に向け、技術協力プロジェクト終了後に ACCRA が立案する中期計画のレビューが求められている。

イ. 橋梁維持管理上の課題

ACCRA では、橋梁台帳の作成や定期点検をルーティン化する試みが行われている。橋梁点検や補修計画立案マニュアルなどは ERA マニュアルを準用しているが AACRA が所掌している橋梁の種類に応じてカスタマイズが必要な状況である。

ウ. 本邦大学、現地の大学との連携

AACRA では、これまで JICA が実施してきた技術協力により、舗装や橋梁に関する維持管理が一定程度進んでいるが、舗装の品質向上、橋梁の維持管理・補修技術の向上、道路アセットマネジメント能力向上が大きな課題となっている。将来の技術者育成のためには、現地の大学との連携による研究能力向上や日本の大学への C/P やその他候補生を留学生として送り込むことも必要である。

今次協力においては、これらの提言を踏まえて、AACRA における道路アセットマネジメントの取り組みの現状・課題を確認するとともに、今後の道路アセットマネジメント定着に向けた支援策について整理すること。

- (2) ERA の道路アセットマネジメント定着にかかる留意事項
- 道路アセットマネジメント定着に向けた ERA への支援においては、以下の点に留意することとする。

ア. 地すべり対策支援

これまでの JICA から ERA に対する支援においてはアバイ渓谷の地すべり対策支援を度々実施してきており一定の成果は見られるものの、ERA は地すべりに脆弱な地域での維持管理業務（蛇籠、側溝、擁壁）や緊急対応業務に注力しており、雨期における通行支障解決に関する業務は、詳細な調査、データ/情報、予算が十分でないため行われていない。また、対策工を実施した箇所についても、地盤沈下及びそれに伴う変形もみられる箇所があり、ERA においてはこれらの問題の原因究明及び対策を実施中である。今次協力においては、現在の ERA における検討状況を踏まえて、今後中長期的な観点での支援策を検討する。

イ. 地すべり対策以外の分野での支援

今次協力においては、ERA の Road Asset Management Directorate、Road Research Center などの関係部局とも十分協議の上、地すべり対策以外での道路アセットマネジメントにかかる支援ニーズを確認する。特に Road Research Center においてはアディスアベバ大学などと共同での地すべり対策原因の究明にかかる研究実施の他、国内外との大学との連携強化による研究能力向上、人材育成を目指している。今次協力においては、Road Research Center における人材育成ニーズを確認するとともに、道路アセットマネジメントプラットフォームを活用した、本邦大学との連携可能性を検討する。

（３） 世界銀行の TRANSIP プロジェクトとの調整

現在、世界銀行が Transport Systems Improvement Project (TRANSIP プロジェクト) により、ACCRA に対して道路インフラデータベース構築及び橋梁データベースと管理システムの支援を実施している。今次協力においては、世界銀行の協力による橋梁データベース構築の状況につき情報収集に努めるとともに、JICA が過去「アジスアベバ市道路維持管理能力強化プロジェクト」により整備したシステムへの影響をモニタリングすること。また、橋梁データベースの運用にかかる課題なども考慮の上で ACCRA への支援案を検討すること。

（４） 国道 3 号線におけるノンプロ無償

現在、国道 3 号線の Gebre Gurach - Abay river - Dejen の 77km 区間等を対象にしたアスファルト供与にかかるノンプロ無償案件が計画されている。同ノンプロ無償のコンポーネントはアスファルト供与のみであり、ローカルコンサルタントの備上などは含まれない見込みである。同ノンプロ無償の実実施スケジュールなどは明らかになっていないものの、同事業を受けて ERA により国道 3 号線のわだち掘れ区間の舗装が見込まれている。このため、JICA エチオピア事務所と十分に協議の上で、必要に応じて ERA に対してわだち掘れ区間の舗装工事にかかる技術的な助言を行うこととする。

（５） 他の JICA 案件との情報共有

上述のとおり、現在 ERA に対しては国別研修「地すべり対策工」を実施予定であり、また SATREPS 案件「特殊土地盤上道路災害低減に向けた植物由来の土質改良材の開発と運用モデル」においてもアジスアベバ科学技術大学、ジンカ大学などとともに ERA がエチオピア側の協力機関に位置づけられている。本協力の実施に際して

は他の JICA 案件の関係者とも適宜情報共有を行い、本協力の提言検討に適宜活用すること。

(6) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、業務実施のプロセスにおいていかにカンターパートの道路管理機材の整備能力を向上させるかが最も重要である。このため受注者は全ての活動において、エチオピア側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。加えて、C/P の課題内容を発表する機会（意見交換会・セミナー等）を設け、C/P 内での理解促進を図ることや C/P と面談を行い、必要に応じて次回派遣時までの課題を設定するなどよりノウハウが定着するような工夫をするものとする。

(7) 技術協力の柔軟性の確保

技術移転を目的とする協力では、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この主旨を踏まえ、受注者は、本協力全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ本協力の方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅延なく検討し、必要な処置（契約の変更等）を取るものとする。

(8) 既存マニュアル等の改訂

AACRA 及び ERA においてはこれまで JICA の協力により各種マニュアル、ガイドライン等が作成されているため、必要に応じてこれら既存のマニュアル類を有効活用するよう留意すること。

6. 業務の内容

(1) ワークプラン案の作成及び確定

要請書や関連資料の分析・検討を行い、本協力の全体像を把握する。合わせて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までにワークプラン案を作成し、JICA と共有する。

現地業務開始後にワークプラン案を C/P 機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行い、一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上で C/P 等と合意し、ワークプランを確定する。

(2) プロジェクト事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。報告書の内容については C/P 等に説明し、合意を得た上で、JICA エチオピア事務所に提出すること。

(3) 各成果に対するねらいと留意点

上記2. (3) で言及した各期待される成果のねらいとしては以下の通りである。以下のねらいに留意し、C/P 機関と協働して各期待される成果の達成に向けて活動を実施すること。

成果1に係る活動

これまでの JICA からの支援を受けて、AACRA 及び ERA では道路アセットマネジメントに関する取り組みが実施されているが、関係する部局の実施体制はまだ脆弱であり更なる能力強化が求められている。このような状況を踏まえて、AACRA 及び ERA が取り組んでいる業務について技術的な支援を行うとともに、道路アセットマネジメント推進に係る現状を把握した上で、道路アセットマネジメント推進にかかる課題を抽出する。

成果2に係る活動

JICA はこれまで国道三号線に対し3次に亘り無償資金協力による整備を実施したが、山間部を低速で通行する重量車両の影響によりかなり長い区間で深刻なわだち掘れが発生している。今後、ERA における当該区間の維持管理業務の支援にあたって、望ましい工法、材料入手手段、現地施工業者の能力などを踏まえて対策について助言を行うこととする。なお、エチオピアでは深刻な外貨不足により資材の輸入が困難であるため、このような制約を踏まえた支援を検討する。

成果3に係る活動

上述のとおり、軸重計測所の運営維持管理においては様々な課題があり、現時点で無償資金協力で供与された機材が有効活用されるために、必要な対策の検討が必要な状況である。今次協力においては、ERA に対して技術的な助言を行うとともに、円滑な軸重計の運営・維持管理に向けた諸課題を整理した上で、必要な対応案を提案すること。

また、現在、エチオピアではアフリカ地域経済共同体との軸重規制に係る制度調和化という観点からは、ERA は EU から SADC 基準の順守を求められており、JICA から供与された軸重計についても様々な運営上の課題が指摘されている。また、現地の EU 関係者、JICA、ERA と十分に協議の上で、EU からの指摘事項に対する ERA の対策についても必要な助言を行う。

成果4に係る活動

成果1～3を踏まえて、JICA とも十分協議の上で ERA、AACRA における道路アセットマネジメント推進のための方針を整理する。また、個別の無償資金協力、技術協力の協力案の検討においては、随時 JICA と相談の上で業務を進める。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要部数は別途用意すること。

成果品	時期等	言語・部数
-----	-----	-------

ワークプラン	各派遣時	和文 2 部 英文 6 部
現地業務結果報告書	各派遣時	和文 2 部 英文 6 部
専門家業務報告書	業務終了時	和文 3 部 英文 7 部 CD-R 和文 2 枚 CD-R 英文 3 枚

専門家業務報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。各報告書の記載項目（案）は、JICA と受注者で協議、確認する。

（２）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、専門家業務報告書に添付して提出すること。

- ・業務を通じて作成した業務マニュアル、ガイドライン

（３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakedown Structure)
- エ 業務フローチャート

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2021年3月に開始し、2023年2月までの24ヶ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施する。また、コロナウイルスの状況により変更となる可能性はあるが、現時点での想定としては2021年4月から現地渡航可能という想定で、プロポーザルを作成すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

受注者の業務量は全体で約26.5M/Mを目途とする。

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 業務主任者／道路維持管理／道路防災（2号）
- イ) 道路舗装
- ウ) 橋梁維持管理
- エ) 軸重計運営・維持管理

3. 相手国の便宜供与

- （1）C/Pの配置
- （2）事務所スペースの提供
- （3）C/Pの活動に必要な経費

4. 配布資料および閲覧資料

【配布資料】

- ・要請書

【参考資料】

- 全世界 道路アセットマネジメント人材育成計画に関する基礎情報収集・確認調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_000_12340188.html

- エチオピア連邦民主共和国 アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト事業完了報告書(和文サマリー).

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_12340469.html

- Federal Democratic Republic of Ethiopia, Project for development of road maintenance capacity of Addis Ababa City : project completion report

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_12340477.html

- エチオピア国 道路損傷防止機材整備計画準備調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_12229134.html

- エチオピア国 地すべり対策工能力強化プロジェクト中間レビュー調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_12147013.html

- The project for developing countermeasures against landslides in the Abay River Gorge : final report . -

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_12044764.html

- エチオピア国 アバイ渓谷地すべり対策調査プロジェクトファイナルレポート 和文要約編

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_12044749.html

- Preparatory survey report on the project for rehabilitation of trunk road, phase IV in the Federal Democratic Republic of Ethiopia

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_12026688.html

- エチオピア国 第四次幹線道路改修計画準備調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_12026670.html

- Preparatory survey report on the project for operation and maintenance of trunk road; Goha Tshion – Dejen (equipment supply) in the Federal Democratic Republic of Ethiopia

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_11996238.html

- エチオピア国 アバイ渓谷ゴハチオン – デジェン幹線道路機材整備計画準備調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_11996220.html

- エチオピア国 アバイ渓谷地すべり対策プロジェクト準備調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_11945300.html

- エチオピア国 第三次幹線道路改修計画基本設計調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_11769262.html

- Basic design study report on the project for rehabilitation of trunk road phase III in the Federal Democratic Republic of Ethiopia

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_406_11769270.html

- Transport Systems Improvement Project (TRANSIP)

<http://documents.worldbank.org/curated/en/490361467992052159/pdf/PAD1293-PAD-P151819-IDA-R2016-0108-1-Box394887B-OU0-9.pdf>

5. 業務用機材

本協力では、供与機材の調達は想定していないが、業務の実施に必要な資機材が想定される場合には、受注者は、その調達に必要な費用を本見積りに計上すること。資機材の購入方法等は、「コンサルタント等契約における機材調達・管理ガイドライン」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201706_guide_01.pdf) (2017年6月)に従うこと。また、資機材の様については、エチオピアの事情に則し、プロジェクト終了後も先方の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において供与機材を調達する場合は、受注者が輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要

するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、受注者がエチオピアに持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

6. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託による業務は想定していない。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算の必要はない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分配慮する。現地の治安状況については、日本大使館及び JICA エチオピア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) (2014 年 10 月) の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上